

学位論文に係る調査計画等の倫理性審査に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、名古屋外国語大学に修士論文又は課程博士論文を提出する資格を有する者（以下「申請者」という。）が学位論文の資料とするために行う学外調査の適切性に関し、当該研究機関等から保証を求められた際にその保証を提供するための審査の手続きについて定めることを目的とする。

(審査の申請)

第2条 この規程による審査（以下「審査」という。）は、申請者が調査対象に係る研究機関等から調査の適切性に関する保証を求められた場合に行う。

2 申請者の申し出により、指導教授が研究科長に審査の実施を要請する。申請者が単位取得後退学者である場合は、在学中の指導教授、在学中の指導教授が退職している場合は申請者が所属していたコース・分野の担当教員が申し出を行う。

(審査小委員会)

第3条 審査の実務を遂行するため、研究科長は大学院運営会議の議を経て、調査計画審査小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、研究科長、申請者の所属コース・分野を代表する大学院運営会議委員及び申請者の指導教授によって組織する。

3 小委員会の委員長は研究科長がこれにあたる。

4 委員長は、小委員会を招集し、その議長となる。

5 小委員会が必要と認めるときは、小委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(申請書の提出)

第4条 申請者は、別紙様式1による「学位論文に係る調査計画等の倫理性審査」申請書及びその他小委員会を求める資料を小委員会に提出することとする。

(審査の実施)

第5条 小委員会は、個人情報の保護をはじめとする法令等の規定に反する点がないこと、調査内容および方法に社会道徳に反する点がないこと、プライバシーの尊重など被調査者の権利に対する配慮が十分になされており、被調査者に対する情報開示の方法が適正であること、調査の安全性と被調査者の負担に十分な配慮がなされていること、その他必要と認める事項を審査する。

2 小委員会は、必要に応じて申請者から聴取を行う。

3 小委員会は、調査の実施方法・内容等について、審査結果証明書に意見を付すことができる。

(審査結果の承認と通知)

第6条 小委員会は、審査結果を大学院運営会議に報告し承認を受ける。研究科長は、審査結果を研究科会議に附議して承認を受ける。

2 研究科長は、審査の結果を学長に報告し、学長は申請者に対して審査結果証明書を交付する。

(調査の実施と報告)

第7条 申請者は、提出した資料の内容に沿って調査を実施した後、すみやかに別紙様式2による「調査報告書」

を研究科長に提出するものとする。

2 やむを得ず調査計画を変更する場合は、あらためて審査を受けなければならない。

(変 更)

第8条 この規程は、研究科会議の議を経て変更することができる。

附 則

この規程は、平成21年8月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成21年11月25日から施行する。(第3条第5項関係)

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。(第2条第2項関係)